

09 厚生労働省(地域再生第11次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
090060	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金により整備した施設の転用に関する承認基準の緩和	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 ○厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について	補助金等を受けて取得した施設並びにこれに付随する施設以外の工作物及び設備については、地域再生計画の申請があり、当該計画に掲げられた財産処分が、次の要件を満たす場合に、計画の認定に同意をすることとし、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。 転用の場合 次の条件をすべて満たす場合 ア 処分を承認しない場合、遊休施設化その他の不適切な事態が生ずるおそれがあること イ 地域再生計画の認定申請があった地域において、当該計画に掲げられた公共性のある施設(国庫補助の対象であるものに限り)への転用の必要性が認められること ウ 転用前の施設の利用者の処遇が低下しないこと	経過年数10年未満の保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金により整備した精神病床について、救急入院患者の安定的な受入れのため一般病床に転用した場合は、当該国庫補助金の返還を要しない。	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金(以下「国庫補助金」)により整備した精神病床(経過年数10年未満)について、救急入院患者の安定的な受入れのため一般病床に転用した場合、当該国庫補助金の返還を要しないよう提案する。 豊川市民病院においては、隣接する医療圏からの医療依存度も高いことから、一般病床が慢性的に満床状況にあり、救急入院患者の受入れに苦慮している。他方、精神病棟は整備後約1年が経過しているが、早期退院支援の促進により精神病棟2棟のうち1棟を一般病床に転用した場合においても、精神医療には支障が生じない状況である。そこで、精神病床を一般病床に転用することを検討しているが、当該精神病棟は国庫補助金により整備されたものであり、転用する場合は国庫納付に関する条件が付されることとなる。 転用については、地域再生法の認定制度等に基づく特別措置中、「保健衛生施設等の有効活用【A0904】」において、「公共性のある施設(国庫補助の対象であるものに限り)への転用の必要性がある場合、厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱われることとされているが、国庫補助の対象外である一般病床への転用の場合でも「公共性のある施設」とみなし、補助金相当額の国庫納付が不要となるよう要望するものである。 上記は、近年中に当院が目指す3次救急病院の指定に向けた体制整備に必要な措置であり、また、地域包括ケアシステムの構築を目指す愛知県モデル事業である「豊川市在宅医療連携拠点事業」における在宅療養者の症状急変時の中心的な受入病院として、入院患者の安定的な受入れが可能となる、地域再生に資する提案である。	C	IV	各府省庁からの検討要請に対する回答		提案主体からの意見		1 0 1 4 0 1 0	豊川市民病院	愛知県	厚生労働省